従七位に叙する（以上七月二十九日）
（福島大学名誉教授）正八位
正四位に叙する（各通）　池上　昭男
従四位に叙する（各通）
従七位　菅原　俊良
　橋本　誠二
正五位に叙する（各通）　内田　宏晶
　鈴木　雄三
従五位に叙する（各通）
　泉　實　今村　隆良
　勝村　信哉　鈴木　勝也
（宮崎県高鍋町公立学校長）
正六位に叙する（各通）
正八位
（千葉県公立学校長）　馬場　繁昌
従六位に叙する（各通）　若林　俊雄
（静岡県警部）
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上七月三十日）
　大石　繁　小瀬　實
　近藤　浩　鈴木　美夫
　田中　正一　宗像準次郎
正八位
従五位に叙する（各通）
　朝日　晃　雨森　皎二
　鈴木　信夫　鶴谷　義則
正六位に叙する（各通）
（法務事務官）
　中尾　勝義
　深沢　和雄
従六位に叙する（各通）　林　敏夫
正七位に叙する（各通）　成田　與助
従七位に叙する（以上七月二十九日）
（福島大学名誉教授）正八位
正四位に叙する（各通）　池上　昭男
従四位に叙する（各通）
従七位　菅原　俊良
　橋本　誠二
正五位に叙する（各通）　内田　宏晶
　鈴木　雄三
従五位に叙する（各通）
　泉　實　今村　隆良
　勝村　信哉　鈴木　勝也
（宮崎県高鍋町公立学校長）
正六位に叙する（各通）
正八位
（千葉県公立学校長）　馬場　繁昌
従六位に叙する（各通）　若林　俊雄
（静岡県警部）
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上七月三十日）
　大石　繁　小瀬　實
　近藤　浩　鈴木　美夫
　田中　正一　宗像準次郎
正八位
従五位に叙する（各通）
　朝日　晃　雨森　皎二
　鈴木　信夫　鶴谷　義則
正六位に叙する（各通）
（法務事務官）
　中尾　勝義
　深沢　和雄
従六位に叙する（各通）　林　敏夫
正七位に叙する（各通）　成田　與助

　浅井賀壽夫　荒　良雄
　澤口　政信　橘　幹夫
従七位に叙する（各通）（以上七月三十一日）　野田伊三郎
　従六位　淵上　壽
従三位に叙する　江藤九洲男
従七位に叙する（以上八月二日）
従六位に叙する（八月三日）　荒　仁
　正八位
正五位に叙する（各通）　大矢　順通
　三田　達三
従五位に叙する　村川　正幸
正六位に叙する　竹井眞次郎
従六位に叙する（以上八月四日）
　石井　源助
　平井　正
従六位に叙する（八月五日）　手嶋　新一
正七位に叙する（八月六日）
**○叙勲**
旭日単光章を授ける（七月二十九日）　秋山　稔
旭日単光章を授ける（七月三十日）　新井　旭
旭日単光章を授ける（七月三十一日）　前川　渡
　赤羽　克夫　加藤　一市
　葛巻　敦雄　塩澤　明　田中　稔
　原　一　藤倉　幸男　森田　貞義
　吉田昭一郎　渡辺　六郎
瑞宝双光章を授ける（各通）　平山　茂樹
　外川　啓介　徳永　短雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十九日）　大和田　寛
瑞宝小綬章を授ける（各通）　高山　和文
　泉　實　上枝　幸紀
　鈴木　勝也　田口　開藏　内田　宏晶
（千葉県公立学校長）　友栗　武盛
（宮崎県高鍋町公立学校長）　萩原　出
　和田　収平　橋口　孝利
瑞宝双光章を授ける（各通）　割田榮一郎

　金子　光男
　南　勇
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三十日）　米山　信夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）　川下　勇
　朝日　晃　雨森　皎二　米本　誠也
　西村　裕治　三輪　治進
瑞宝双光章を授ける（各通）　荒　良雄
　浅井賀壽夫　山中　春則
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）　荒　仁
瑞宝双光章を授ける（八月三日）　大矢　順通
瑞宝双光章を授ける（八月四日）

## 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、八月三十一日キルギス国の独立記念日につき、同月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月一日スロバキア国の憲法記念日につき、八月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月一日ウズベキスタン国の独立記念日につき、八月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月二日ベトナム国の国祭日につき、八月三十日同国国家主席閣下へ御祝電を発せられた。

## 官庁報告

### 官庁事項

**中国地方整備局公示**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　河川の名称　高津川水系白上川

二　廃川敷地等が生じた年月日　平成二十五年九月三日

三　廃川敷地等の位置　島根県益田市内田町イ三九五番一地先から同県同市同町イ一八〇番二地先まで

四　廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）二千七百十三・九〇平方メートル

## 資料

### ―閣議決定等事項―

（内閣官房）

八月三十日（金）

○一般案件

一、総合特別区域基本方針の一部変更について（決定）（内閣官房）

一、構造改革特別区域基本方針の一部変更について（決定）（内閣官房）

一、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者に対する資産凍結等の措置について（了解）（外務・財務・経済産業省）

## 公告

### 諸事項

**相続財産管理人の選任**

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成25年（家）第667号**

大阪府富田林市向陽台3―3　5―210

申立人　桑本　利久

本籍大阪府大阪市西成区橘3丁目1番地、最後の住所大阪府堺市南区晴美台1丁29番15―303号、死亡の場所大阪府堺市中区、死亡年月日平成23年1月16日、出生の場所大阪府大阪市西成区、出生年月日昭和16年2月12日、職業自営業

被相続人　亡　宮崎　博昭

事務所堺市堺区中瓦町1丁1番21号　堺東八幸ビル5階

相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

大阪家庭裁判所堺支部